

宇部市 市民活動推進基本方針

～民・官・産・学の協働による

新しい宇部ライフスタイル創造のために～



概要版

平成16年(2004年)9月
宇部市

策定の趣旨

社会経済情勢が急激に変化する中、地方分権の時代にふさわしい住民自治の実現、また、市民、行政、企業、大学などあらゆる主体が適切な役割分担のもと地域を支える社会を目指し、市民活動の推進及び協働のまちづくりに向けて、総合的、計画的な取組みを図るため、この方針を策定するものです。

市民活動とは

「営利を目的としない市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益（公益）や社会・地域住民の生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした活動」をいいます。ただし、宗教活動や政治活動を主な目的とする活動又は選挙に関する活動（候補者を含む特定の公職者や政党を推薦、支持、あるいはこれらに反対することを目的とする活動）を除きます。

市民活動団体とは

市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主たる目的とする団体

市民活動を推進する社会的背景

社会的課題への対応 ～行政過重の社会システムの限界～

- ◆社会的課題の複雑・多様化と市民ニーズの多様化
- ◆人口減社会の到来による税の減収、公平・平等を基本とする行政の限界

地方分権 ～真の「住民自治」の実現～

- ◆「国から地方へ」、「官から民へ」、社会における公共の役割分担の見直し
- ◆地方分権型社会にふさわしい真の「住民自治」の実現のための仕組みづくり
- ◆行政への市民参加の促進

市民の社会参加の促進 ～市民の自立・活力～

- ◆NPO法の施行等を契機とする市民活動の広がり
- ◆多様で柔軟な対応が可能な市民活動への期待の高まり
- ◆市民が生きがいを実感し、自己実現できる場としての市民活動の推進
- ◆市民自らの考えと行動によるまちづくりに向けて

地域コミュニティの活性化 ～地域分権の確立～

- ◆地域における課題の複雑化・多様化による地域コミュニティの役割の増大
- ◆地域のことは地域で、自主的・主体的に取り組む地域分権の確立



協働によるまちづくり

これからのまちづくりにおいては、市民との協働がより重要となっています。協働によるまちづくりを進めるためには、下記の点に留意する必要があります。

協働とは

市民と行政が、社会的課題・問題解決をするために、そのつど必要に応じて互いの持てる力を持ち寄り、その特性を生かしながら対等な関係のもとに行う創造的な共同作業

①目的の共有

市民も行政も、社会的課題を解決し、公益の増進を図る目的は同じです。

②お互いの立場を尊重し、相互理解を深める

お互いの違いを認識し、尊重したうえで、相互理解を深めることが大切です。

③対等な関係

お互いが自由な意思による対等な関係であることが必要です。

④自立した活動

市民活動が自立化する方向で協働を進めることが重要です。

⑤公平性の確保と情報公開

行政は、公平性の確保に留意するとともに、お互い情報を公開しあう関係が必要です。



民、官、産、学の役割

これからの分権型社会にふさわしい「住民自治」を実現するために、「郷土自治」の風土を引き継ぎ、市民活動を中心に民（市民）、官（行政）、産（企業）、学（大学等）が、協力し合い、「新しい公共」の創造を目指します。

新しい公共とは

市民、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が対等な関係で協力し合って「公共」を担っていこうという考え方

民

市民活動の担い手

- ・ 参加の輪の拡大
- ・ 限られた資源の有効活用
- ・ 活動基盤の確保



市民活動との共生関係

- ・ 市民活動支援の促進
- ・ 活動連携の促進



産

官

市民活動の側面的支援

- ・ 情報・学習機会の提供
- ・ 環境の整備
- ・ 協働事業の推進



市民活動の理解者

- ・ 学生の市民活動への参加
- ・ 専門知識・技術の提供



学

「新しい公共」の創造

市民活動推進のための4つの柱

「民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイル創造のために」をテーマに、下記の4つを基本的な柱として、市民活動を推進します。

1

住民自治風土の醸成

市民活動を推進するためには、まず、市民自らがまちづくりの主役であると意識できる住民自治風土の醸成が必要です。市民一人ひとりが、社会を構成する一員として、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持って、社会的課題の解決を他人まかせにせず、自ら積極的に関わり、「住民自治」の実現に向けて一步一步進むことが必要です。

2

自主的・主体的な市民活動の側面的支援

市民活動が、今後、さらに活性化していくためには、人材育成、情報提供、活動場所、財政基盤の確立などの課題に対する行政からの支援が必要です。しかし、市民による主体的かつ自立した活動へと展開していくには、行政が市民活動を育成するというような視点ではなく、側面的な支援を主体にする必要があります。

3

パートナーシップによる新しい公共の構築

これからの公共においては、市民及び市民活動団体が担う領域がますます広がることが予測されますが、市民と行政は、お互いの役割、特性、立場などを理解し合いながら、良好なパートナーシップによる新しい公共の構築を目指す必要があります。行政は、庁内の横断的な連携に留意するとともに、職員の意識改革、施策形成への市民参画など、協働に向けた体制を整える必要があります。

4

民、官、産、学の連携

これからのガバナンス（統治）の時代に対応していくためには、市民、行政、企業、大学など社会を共に支える様々な主体が幅広く連携していくことが必要です。市民活動の推進に向けて、民（市民）、官（行政）、産（企業）、学（大学等）の連携による新たな「宇部方式」の創造を目指します。



市民活動推進施策の体系

市民活動推進のための4つの柱に基づき、市が主体となって展開する市民活動推進施策について、8つの体系により、全庁的な取組みを行います。

施策の体系	施策項目	施策の内容
①市民活動の普及・啓発	市民活動の意識啓発	○市民活動推進に関する基本方針、条例等の制定 ○意識啓発のための講演会等の実施 ○市民活動団体等への表彰
	市民活動への参加の促進	○地域コミュニティづくりの推進 ○ボランティア活動への参加の促進 ○まつり・イベントへの参加の促進 ○ボランティア募集情報等の提供 ○市民活動参加希望者への相談窓口の設置
	市民活動への理解の促進	○生涯学習機会による市民活動の推進 ○学校教育での市民活動教育の充実
②人材育成	市民活動の研修機会等の提供	○講習会、研修会等の開催
	市民参加機会の提供	○審議会委員等への参加機会の提供 ○ワークショップなど市民参加機会の提供
③情報提供の充実	市民活動情報の提供	○市民活動情報の発信・提供
	行政情報の提供・公開	○行政情報の提供・公開
④財政支援	市民活動団体等への助成	○市民活動団体等への助成
	市民活動団体への事業委託	○市民活動団体への事業委託の推進
	市税の減免等	○市税の減免 ○公共施設使用料の減免
⑤市民活動保険	市民活動保険の加入	○市民活動保険の整備
⑥活動拠点の整備	活動拠点の整備	○活動場所の提供 ○遊休施設等の活用
	中間支援拠点の整備	○中間支援拠点の運営支援
	活動機材等の提供	○活動機材等の提供
⑦協働体制の整備	協働推進体制の整備	○民・官・産・学の協働体制の確立 ○市民参加型施策及び協働事業の推進 ○協働推進窓口の整備 ○市民活動支援及び協働推進のための庁内組織の整備 ○職員の理解の促進
	市民活動団体との共催、後援等	○行事、イベント等の共催、後援、事業協力
⑧多様なネットワークづくり	民・官・産・学の連携による市民活動の促進	○民・官・産・学の協働体制の確立（再掲） ○大学等の活用促進 ○コミュニティ・ビジネスの促進 ○県、関係機関との連携
	市民活動団体の交流促進	○市民活動団体の交流促進

重点プロジェクト

市民活動推進施策を進めていく中で、大きな成果が期待できるもの、また、重要な課題となっているものを重点プロジェクトとし、より積極的な取組みを図ります。

市民協働推進条例(仮称)の制定

協働のまちづくりの基本理念や市民参画のための基本的なルールなどを条例というかたちで表現することが、協働のまちづくりの進展及び「住民自治」の実現に向けて弾みをつけるものと期待できます。合併を契機に幅広く議論し、市民協働推進条例(仮称)の制定を検討します。

市民活動支援基金制度の創設

市民活動団体が行う公益性の高い事業への資金助成を、行政だけではなく、市民、企業などからも寄付等による資金提供を受け、支援する仕組みを創設することが、市民活動の発展に大きく寄与するものと期待できます。よって、市民活動を支援するための基金を設置し、市民活動団体が提案する市民ニーズにあった公益性の高い事業に助成を行う、市民活動支援基金制度の創設を検討します。

地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けては、より一層、自主的・主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、時代の変化に対応した地域住民自治組織として、機能の充実を図る必要があり、次のような視点で取組みを進めます。

- 地域固有の歴史や文化の継承、農産振興など地域の特色を活かしたコミュニティ活動の促進
- 地域福祉、防犯、防災、環境保全など様々な地域課題への取組みを通じた地域自治力の強化
- 生涯学習、生涯スポーツを通じての地域コミュニティ活動の充実
- 地域コミュニティの相互交流や福祉、環境、文化振興など様々な分野で活動するNPO・ボランティアなどの市民活動との連携・交流の促進
- 地域コミュニティの新たな担い手となる人材育成

コミュニティ・ビジネスの促進

コミュニティ・ビジネスは地域や社会の課題解決、市民の自己実現、住みよい地域づくりなどに重要な役割を果たしていることから、コミュニティ・ビジネスの促進が市民活動の発展につながるものと期待されます。県や関係機関とも連携を図りながら、情報提供などコミュニティ・ビジネスの促進に努めます。

コミュニティ・ビジネスとは

コミュニティ(地域だけではなくテーマも含む)に基盤を置き、地域や社会の課題を解決するためにビジネス的手法で取り組む、「コミュニティ」と「ビジネス」という2つの視点が調和する新しい形の事業

このリーフレットや基本方針に関するお問い合わせ先

〒755-8601 山口県宇部市常盤町1丁目7番1号 宇部市市民生活部市民活動課

TEL : (0836) 34-8233 FAX : (0836) 21-1106

Eメールアドレス : comu@city.ube.yamaguchi.jp